

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成28年8月25日(2016.8.25)

【公開番号】特開2015-211052(P2015-211052A)

【公開日】平成27年11月24日(2015.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2015-073

【出願番号】特願2014-89698(P2014-89698)

【国際特許分類】

H 05 K 7/18 (2006.01)

【F I】

H 05 K 7/18 D

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月11日(2016.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内部に機器を収納する収納ケースと、

前記収納ケースの外周に位置し、搬送時に握持可能な複数のフレームからなるフレーム体と、

前記収納ケース及び前記フレーム体の双方に係合し、前記フレーム体に印加される外的負荷により生じる前記収納ケースへの負荷を吸収する複数の吸收部と、を備えた

ことを特徴とする収納ラック。

【請求項2】

前記機器が収納された前記収納ケースを前記フレーム体に配設した状態を所定の状態とした場合、少なくとも一つの吸收部は、前記所定の状態での前記収納ケースの重心からの距離が可変である、

ことを特徴とする請求項1に記載の収納ラック。

【請求項3】

少なくとも二つの吸收部は、前記所定の状態での前記収納ケースの重心からの距離が可変であり、前記収納ケースの重心に対し、互いに相反した位置に離して配設される、

ことを特徴とする請求項2記載の収納ラック。

【請求項4】

前記複数の吸收部は、前記フレーム体及び前記収納ケースに着脱自在に設けられる、

ことを特徴とする請求項2又は3記載の収納ラック。

【請求項5】

少なくとも一つ吸收部は、前記所定の状態において、前記フレーム体に摺動可能に設けられ、この一つの吸收部を前記フレーム体上で摺動させることで、一つの吸收部と、前記収納ケースの重心との距離が可変であること、

ことを特徴とする請求項2乃至4の何れか一項に記載の収納ラック。

【請求項6】

前記収納ケースは、防水機能を有してなる、

ことを特徴とする請求項2乃至5の何れか一項に記載の収納ラック。